

障害年金

【障害年金とは？】

障害年金は、病気やケガによって様々な障がいがある方に対して支給される年金です。

障害年金の種類	対象者	お問い合わせ先
障害基礎年金	国民年金の加入者	宮古島市市民生活課または伊良部支所市民課・各支所の国民年金担当。
障害厚生年金	厚生年金の加入者	平良年金事務所 電話：72-3650
障害共済年金	共済年金の加入者	加入先の共済組合



障害年金の注意点

1. 障害者手帳との等級の違い
障害者手帳と障害年金では判定の基準がそれぞれで異なっているため
障害者手帳の等級がそのまま障害年金の等級になるとは限りません。
2. 障害年金の受給条件はそれぞれの年金の種類によって異なっています。
詳しくは、ご加入している年金の窓口までお問い合わせ下さい。

いろいろな手当一覧

【手当とは？】

障がいの程度などによっては、障がい児の保護者および、障がい者は、手当を受給することができます。

種類	内容	窓口
特別児童扶養手当	20歳未満の最重度、重度、中度の障がいのある児童の養育者に支給される手当です。児童福祉施設に入所している場合は支給できないなど、支給制限があります。	宮古島市児童家庭課 伊良部支所市民課 各支所
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給されます。特別児童扶養手当の対象の障がい児のうち、特に障がいの重い児童が対象です。特別児童扶養手当と併せて受けることができます。	宮古島市障がい福祉課 伊良部支所市民課 各支所
特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活全てにおいて特別な介護を要する20歳以上の在宅障がい者に支給される手当です。	宮古島市障がい福祉課 伊良部支所市民課 各支所

5

経済的な支援

生活保護

お問い合わせ先：生活福祉課 73-1962

【生活保護とは？】

生活に困窮する者を対象に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としています。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

心身障害者扶養共済

お問い合わせ先：障がい福祉課 73-1975

【心身障害者扶養共済とは？】

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が掛け金を納付することにより、保護者に万一のことがあった時に、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

母子・寡婦福祉資金の貸付

お問い合わせ先：児童家庭課 73-1966

【母子寡婦福祉資金の貸付けとは？】

子どもを修学させるのに必要な資金、技術の修得や療養中の生活維持のための生活資金の貸付制度があります。このほかにも、貸付制度がありますのでご相談ください。

日常生活自立支援事業

お問い合わせ先：宮古地域福祉権利擁護センター 75-3955

【日常生活自立支援事業とは？】

福祉サービスの利用のしかたや、お金のやり取り・管理などに困ったり不安を感じている障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをする事業です。

「福祉サービス利用のためのお手伝い」「日常的な金銭管理のお手伝い」「書類（通帳・印鑑）などの預かりサービス」などを提供しています。宮古島市社会福祉協議会が実施しています。

法人後見支援事業

お問い合わせ先：成年後見支援センターみやこ 72-7515

【法人後見支援事業とは？】

社会福祉法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「後見人等」と言う。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行います。

【後見人等の役割は？】

認知症、知的・精神障害等の理由で物事を判断する能力が十分ではない方について、法律的に支援します。

生活福祉資金貸付制度

お問い合わせ先：宮古島市社会福祉協議会平良支所 72-3193

【生活福祉資金貸付け制度とは？】

障害者世帯や高齢者世帯、低所得世帯の自立更生や在宅福祉、社会参加の促進を図るための資金貸付と民生委員による援助指導を行っています。

労災保険制度

お問い合わせ先：宮古労働基準監督署 72-2303

【労災保険制度とは？】

労働者が業務中や通勤途中に負傷・疾病・障がい・死亡した場合は、労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行っています。